

(平成22年12月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 6 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年5月から平成5年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月から平成5年2月まで

申立期間を含めて、事業所を退職した際には、妻が必ず市役所支所の窓口へ出向いて、国民年金の加入手続を行った。

申立期間についても、他の国民年金被保険者期間と同様に、妻が妻の保険料と一緒に私の保険料も納付している。申立期間について、妻の保険料は納付済みとなっており、私の保険料だけが未納とされているのは納得できない。

郵送されてきた二人分の納付書を持って、地元の銀行へ出向いて納付していた。申立期間の保険料額は毎年上がっており、一人分の保険料額は、当初は1か月に7,000円程度であり、最終的には1万円程度になっていたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年4月に国民年金被保険者資格を取得し、妻と連番で国民年金手帳記号番号の払出しを受けているところ、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は、資格取得時から60歳到達時まで、申立期間を含む全期間の保険料を納付しており、申立人の妻の納付意識は高かったものと考えられ、申立人の保険料を同時に納付していたとする妻の納付状況からみて、申立人の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人の妻は、「会社を退職した際には、国民年金に加入しなければならないことは理解しており、必ず申立人の加入手続を行っていた。その後、二人分の納付書が郵送されてきたので、申立人と自分の保険料を合わせて納付した。」と主張しているところ、申立人については、申立期間前に船

員保険被保険者資格を喪失した後、44 か月にわたって国民年金保険料を納付していることを踏まえると、その後5か月間の厚生年金保険被保険者期間を挟んだ後の申立期間について、国民年金の加入手続を行わなかったとは考え難く、引き続き国民年金保険料を納付していたものとするのが自然である上、申立期間に重複して国民健康保険の加入記録があり、申立期間前に勤務していた事業所を退職した直後に市役所の窓口へ出向いたことがうかがえることからみても、申立人の妻の主張は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月1日から47年5月2日までの期間において、A社B事務所に勤務し、C共済組合の組合員であったことが認められることから、申立人の同共済組合員としての資格取得日に係る記録を46年10月1日に、資格喪失日に係る記録を47年5月2日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、14万143円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月1日から45年3月1日まで
② 昭和46年10月1日から47年5月まで

年金の加入期間について照会したところ、申立期間について、加入記録が無い旨の回答を受けたが、申立期間①については、D社（E事業所）において、申立期間②については、A社B事務所で勤務していたので、年金記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、昭和47年1月18日から同年3月24日までの期間、A社F学園で研修を受けた際の写真を提出し、「私は、同社B事務所に46年10月1日に入社した。退社した日の記憶は無いが、家賃の支払いのため、退社したその月に次の会社に再就職しており、47年5月まで勤務していた。」旨主張しているところ、申立人が同期入社として名前を挙げた同僚6人のうち、供述の得られた4人は、いずれも、「申立人とは同期入社で、46年10月1日に同社B事務所に入社した。」旨供述し、申立人の退社時期については、「申立人の退社時期は分からないが、同社F学園での研修が終わった47年3月24日以降も勤務を続けていた。」旨供述している。

また、前述の同僚4人は、「申立人は、正規職員だった。」と供述している上、申立人が同期入社として名前を挙げた6人のうち、名字のみで記録の特定

ができなかった1人を除く5人は、すべて昭和46年10月1日から共済組合の組合員記録がある。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月1日から47年5月2日までの期間において、C共済組合の組合員であったことが認められる。

さらに、C共済組合員であった期間は、平成9年4月1日から厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成8年法律第82号)附則第5条の規定により、厚生年金保険の被保険者であった期間とみなすことから、申立人のC共済組合員としての資格取得日に係る記録を昭和46年10月1日に、資格喪失日に係る記録を47年5月2日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に職員として採用された者の俸給及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第105号)附則第9条の規定から判断すると、14万143円とすることが妥当である。

申立期間①について、申立人は、「昭和44年4月1日からD社が運営するE事業所で勤務していた。」と主張しているところ、同事業所で勤務していたと供述している複数の同僚は、「申立人の入社時期は分からないが、申立人は、45年3月より前から勤務していたと思う。」、「44年7月に入社した私より、申立人は後から入社した。」旨供述していることから、少なくとも申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得している45年3月1日より数か月前から同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、供述の得られた複数の同僚は、それぞれ「私は、昭和44年7月に入社したが、年金には同年12月から加入している。」、「勤務期間に比べ、年金の加入期間が短い。」、「入社時期と厚生年金保険の被保険者資格の取得時期が異なっている。」と供述していることから判断すると、D社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、D社は昭和45年6月27日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間当時の事業主も連絡先が不明であることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に関する関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立人に係るD社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、資格取得日等の記載内容に不備は無く、さかのぼって資格取得日等の訂正が行われた形跡も無い上、同原票の記載内容に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業

主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和35年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和27年3月15日から平成6年1月9日までの間、A社に継続して勤務しているにもかかわらず、昭和35年3月末の異動に伴う同社D支店の資格喪失日と同社C支店の資格取得日が一致していないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録及びB社から提出された人事記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和35年3月31日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和35年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し

て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年12月29日及び20年4月20日に支給された賞与において、4万9,000円及び10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額に係る記録を19年12月29日は4万9,000円に、20年4月20日は10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月29日
② 平成20年4月20日

賞与明細書により、賞与として平成19年12月には5万円が、20年4月には10万円が支給され、それぞれ厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、「ねんきん定期便」に当該賞与の記録が反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、A社から賞与として、平成19年12月29日は5万円が、20年4月20日は10万円が支給され、それぞれの賞与から厚生年金保険料が控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②の標準賞与額については、申立人から提出された賞与明細書において確認できる賞与総額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年12月29日については4万9,000円、20年4月20日については10

万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該標準賞与額に係る届出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成19年12月29日及び20年4月20日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成16年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月31日から同年4月1日まで
ねんきん特別便を見て申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに気がついた。

私は、申立期間もA事業所で働いており、申立期間の保険料については、事業主に現金で渡したので厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録及びA事業所から提出された申立人に係る出勤簿から判断すると、申立人は平成16年3月31日まで同事業所で勤務していたことが認められる。

また、A事業所の事務担当者は、「当事業所の保険料控除方法は翌月控除であるが、退職月の厚生年金保険料については現金で徴収し、預かり金として計上していた。」と供述しており、申立人の「退職時に3月分の厚生年金保険料として同事業所に現金で渡した。」との主張と符合している上、同事業所から提出された総勘定元帳及び普通預金通帳を見ると、申立人の平成16年3月分の厚生年金保険料が預かり金として計上されていることが確認できる。

これらを併せて判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、26万円とす

ることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は誤りを認めている上、A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人に係る資格喪失日は、社会保険事務所（当時）の記録どおりの平成16年3月31日となっていることが確認できることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所（現在は、同社C支社）における資格喪失日に係る記録を昭和34年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和19年10月1日にA社に入社し、平成2年7月16日に退職するまで、同社に継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録には1か月の欠落が有る。しかしながら、給与から厚生年金保険料が引き続き控除されていたことは、給料明細書からも明らかなので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C支社から提出された個人経歴記録表によると、申立人が、昭和19年10月1日から平成2年7月16日までの間、同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人から提出された昭和34年4月から同年6月までの給料明細書について、A社C支社は、「当該給料明細書は、申立期間当時に当社で作成されたものである。」と回答しているところ、当該給料明細書の控除額欄には、厚生年金保険料額がそれぞれ記載されていることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の給料明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は履行した旨回答しているものの、事業主が資格喪失日を昭和 34 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和20年9月19日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年9月19日まで

社会保険事務所(当時)でA社での在籍期間について、厚生年金保険の加入記録の照会を行ったところ、申立期間について、加入している事実が無い旨の回答をもらったが納得できない。

私は、昭和19年4月にA社へ入社し、同社のB製作所の工場で飛行機の組立作業を行っていた。20年4月以降もそれまでと同じ仕事をしており、同年7月*日のB空襲により同工場が焼失してからは、B市郊外にあった作業場での業務や同工場の焼け跡の整理業務に従事し、終戦を経て同年9月ごろまで勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社B製作所において、昭和20年9月ごろまで継続して勤務していた。」と主張しているところ、オンライン記録では同年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したとされている。

しかしながら、申立期間におけるA社の複数の同僚が、「申立人は昭和20年4月1日以降も同社B製作所の飛行機の組立作業を行う部署で勤務していた。同年7月*日のB空襲後は、多くの従業員が工場の焼け跡の整理業務や工場の疎開先であったB市郊外等の作業場での業務に従事しており、また、同社B製作所は軍需工場であり従業員の意思により退社できる自由もなかったため、申立人も終戦後まで当該業務に従事していたはずである。」旨の供述をしている上、当該同僚の「同年8月15日の勤務時間中に、玉音放送や上司の話で終戦を

知った。しかし、終戦後も同年9月ごろに最後の給与をもらうまでは、同社での業務を継続して行っていた。」旨の供述においても、申立人の同社における勤務状況についての主張と一致していることから、申立人が、申立期間において同社で継続して勤務していたことが認められる。

また、前述の同僚のうちの一人を含む複数の同僚は、「終戦後、昭和20年9月ごろに事業所閉鎖の知らせとともに最後の給与支給があり、その際に厚生年金保険被保険者証をもらった。」等、申立期間においても当該給与からの保険料控除があったことをうかがわせる旨の供述をしている上、当該同僚のA社におけるオンライン記録上の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同社が適用事業所ではなくなった日である同年9月19日と記録されている。

これらのことを総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

一方、申立人より1年早く入社した同僚に係る厚生年金保険被保険者台帳上の資格取得日が、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿上の資格取得日と相違している上、同台帳には「20年8月1日焼失、32年6月1日認定」の記載があることから、同名簿及び同台帳は、従前のものが焼失等したことにより復元されたものであると推認できる。しかし、同名簿において、申立人及び申立人と同期入社の同僚を含む多数の者の資格喪失日の記載が無い上、申立人及び複数の同僚に係る同台帳には、同社の名称変更前の事業所名が記載された被保険者記録の記載があるものの、同台帳上に、同名簿に記載のある昭和19年12月の改定における標準報酬月額記録が無いこと、一部の同僚に係る同社での被保険者期間に係る同台帳が無いことなどから判断すると、同名簿が完全に復元されているとは考え難く、同台帳上の資格喪失日である20年4月1日を基に記録されたとみられる申立人のA社に係るオンライン記録上の資格喪失日は、事実と異なるとは認められない。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなせない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失等した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、終戦後まで勤務していた他の同僚の資格喪失日が昭和20年9月19

日とされていることから、同日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年11月から63年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年11月から63年9月まで

国民年金保険料の納付記録の照会を行ったところ、申立期間について国民年金に未加入であるとの回答を受けたが納付できない。

妻が入院したため、勤務していた事業所を退職したが、すぐには国民年金に加入しなかった。その後、再就職することになったころだったと記憶しているが、市役所から国民年金保険料を納付するよう通知が来たため、市役所へ出向き事情を説明し、保険料を免除してもらえないか相談したところ、免除できないことは無いが、免除した場合将来の受給額が減ると言われたため、どうにか保険料を都合してまとめて納付した。

加入手続をしたかどうか、納付した保険料額が妻のものだけだったのか私のものも含んでいたのかどうかは覚えていないが、市役所で、免除を受ければ受給額が減るという説明まで受けながら、妻の保険料だけ納付し、私の保険料を納付しないと考えるのが難しく、夫婦の保険料を同時に納付しているので、申立期間について国民年金に加入し、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る保険料について、申立人の妻の保険料と同時に納付したと主張しているが、オンライン記録によると、申立人の妻の申立期間に係る保険料については、平成元年3月27日に市町村が収納する現年度保険料を、同年12月16日に社会保険事務所（当時）が収納する過年度保険料を納付していることが確認できることから、申立人についても、市町村及び社会保険事務所へ納付する必要があるところ、それぞれの機関において、同一人の連続する期間について事務処理の誤りが生じる可能性は乏しいものと

考えられる。

また、オンライン記録によると、申立人の妻の申立期間に係る国民年金第1号被保険者及び同第3号被保険者の種別変更は、昭和63年11月18日に処理されていることが確認できることから、申立期間について、申立人の妻が第1号被保険者であることが判明したのは、申立人が厚生年金保険被保険者資格を再取得した同年10月11日以降であると考えられるが、この時点で厚生年金保険被保険者であった申立人が、申立期間について国民年金第1号被保険者資格を取得し、保険料を納付するには、積極的な申出が必要であったと考えられるところ、申立人自身、加入手続に係る記憶が定かではないとしている上、申立人について、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人の記憶は曖昧^{あいまい}であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年11月から6年3月までの期間及び8年2月から9年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年11月から6年3月まで
② 平成8年2月から9年8月まで

申立期間①について、平成6年3月ころ、A市の職員が自宅に集金に来て、国民年金の加入を勧められ、未納金額を伝えられた際に、一部まとめて納付し、残りは祖父が同じく同市の職員が自宅に集金に来たときに納付してくれた。

申立期間②について、勤務していた会社を退職後しばらくA市の実家にいた後、B市に転居した。住民票を異動させていなかったからか、B市の職員が集金に来た記憶は余り無く、実家の方にA市の職員が度々集金に来て、私がたまたま実家にいたときは私が納付し、それ以外は祖父が納付してくれたことを覚えている。

いずれにおいても、自ら市役所に出向いて国民年金の加入手続を行ったのではなく、市役所の職員が自宅に来て、加入及び納付手続を行った。間違いなく申立期間①及び②の保険料を納付しているので、加入及び納付記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、「自ら市役所に出向いて国民年金の加入手続を行ったのではなく、市役所の職員が自宅に来て、加入手続を行い、私自身か私がない時は祖父が保険料を納付した。」と主張しているところ、A市及びB市はいずれも、「当時、加入勧奨はしていなかった。保険料徴収については、納付書方式を採っており、市の職員が戸別に集金に出向くことはなかった。」旨の回答をしており、申立人が主張する加入手続及び

納付方法を裏付ける供述は得られない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できず、申立人の被保険者名簿も確認できない上、オンライン記録においても、申立期間①及び②は未加入期間とされていることから、納付書は発行されず、申立人は申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立期間①は実家であるA市及びB市に居住し、申立期間②は再度A市に転入していることから、複数の市町村及び同一市町村で複数回にわたり事務処理誤りが繰り返されたとは考え難く、それぞれの市町村で加入手続を行い、保険料を納付したことをうかがわせる事情はみられない。

加えて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人の保険料を一部納付していたとする申立人の祖父の証言は得られず、申立人は保険料の納付時期及び納付金額等を具体的に記憶していないことから、納付状況が不明であり、ほかに申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年12月から61年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年12月から61年2月まで

申立期間当時は、経済的に余裕が無く、国民年金保険料を納付することができなかったが、平成元年から2年にかけて、社会保険事務所（当時）から納付書が送られてきたので、申立期間を含めて保険料を納付した。送られてきた納付書に係る保険料はすべて納付しているため、年金の記録に空白期間があることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を平成元年から2年にかけて、社会保険事務所から送付された過年度保険料の納付書を添えて納付したと主張しているところ、申立期間後の昭和62年9月から平成2年3月までの保険料については、申立人が記憶しているとおりの、元年8月から2年6月にかけて過年度納付していることが、オンライン記録上で確認できる。

しかしながら、申立人に係る特殊台帳によると、申立期間を含む昭和58年4月から59年3月までの期間は、当初、申請免除期間とされていたが、申立期間は申立人の元妻が58年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したため、申立期間は任意加入対象期間となり、任意加入対象期間は免除ができないため、申立人の国民年金被保険者資格の喪失手続が行われ、申立期間は未加入期間となったものとみられる。このことから、申立期間の保険料を納付するためには、申立期間中に再度、国民年金被保険者資格の取得手続をしなければ、納付書が発行されることは考え難いところ、申立期間中に資格取得手続を行ったことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人にも申立期間中に資格取得手続を行った記憶は無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年2月から53年12月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月から53年12月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料について還付済みであるとの回答を受けたが納得できない。

申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であることは認識していたが、国民年金と厚生年金保険に二重に加入し保険料を納付すれば、将来の年金も二重に受給できると認識していたため、国民年金保険料を納付した。

国の記録では、申立期間の国民年金保険料を昭和54年7月に還付したとのことであるが、還付金を受け取った記憶は無く、二重に年金を受給できるという認識で納付したので、還付金を受け取るはずが無い。

制度上、二重に年金を受給することができないことが分かったので、納付した国民年金保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

特殊台帳によると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付しているものの、昭和54年7月に還付決定がなされていることが確認でき、同台帳に記載された還付額は、申立期間の保険料と合致している。

また、申立期間は、厚生年金保険被保険者期間と重複した期間であることから、制度上、申立期間の国民年金保険料を納付することは認められないが、被用者年金保険の被保険者資格取得時期の把握が遅れるなどにより、国民年金保険料を収納した場合には、該当期間の保険料を還付しなければならないものであり、当該還付手続に特段不自然な点はみられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

香川厚生年金 事案 614

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 7 月ごろから 49 年 3 月ごろまで
② 昭和 51 年 9 月ごろから 54 年 9 月末まで
③ 昭和 55 年 7 月ごろから同年 9 月ごろまで

申立期間①は、公共職業安定所からの紹介でA市B区のC事業所において、職人として主にプレハブ住宅の壁紙張り等の仕事をしていた。

申立期間②は、友人の紹介若しくは新聞広告の求人募集により、D社に入社し、店舗設計、デザイン関係の仕事及び現場監督をしていた。

申立期間③は、親せきの紹介でE社に入社し、約2か月間、店舗設計及びデザインの仕事をしていた。

しかし、年金記録を照会したところ、いずれの期間についても、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答であり、納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「A市B区の『C事業所』か『F事業所』という名の事業所でプレハブ住宅等の壁紙張りをしていた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録において、C事業所は厚生年金保険の適用事業所に該当していたことは確認できず、一方、G社はA市H区に所在し、平成9年3月1日から厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認できるものの、同社の法人登記簿において、同社の設立日は、昭和60年4月5日であることが確認できる上、同社の事業主の妻は、「当社は、私の夫が同年4月に設立しており、申立期間①当時は事業を行っていない。また、申立人のことは知らない。」と供述している。

また、A市B区内で「I」という名称が含まれる厚生年金保険の適用事業所として、I社が確認できるものの、同社で厚生年金保険の記録が確認できる被保険者は、「同社は、寝具の製造販売業であり、申立人の名前も知らない。」

と供述していることから、申立人の主張する事業所とは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間①当時の事業主及び同僚の氏名を覚えていないことから、申立期間当時の申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する供述を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人の主張及び同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人がD社で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によりD社が厚生年金保険の適用事業所に該当しているのは、申立期間②以後の平成元年11月1日であることが確認できる。

また、D社の事業主は、「当社が社会保険に加入したのは平成元年11月1日からであり、それ以前は個々の社員に対し、個人の判断で国民年金及び国民健康保険に加入するように説明していた。」と回答しているところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当した同年11月1日から同社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚二人は、それぞれ、「私は、昭和47年2月から同社で勤務していたが、同社から、社会保険には加入していないので自分で国民健康保険及び国民年金に加入するように言われた。平成になってから同社は社会保険に加入したが、それ以前は給与から保険料の控除は無かった。」、「私は、44年4月から同社で勤務していたが、入社時には社会保険に加入しておらず、国民健康保険の加入手続をしたことを覚えている。社会保険に加入する際に、同社から保険料控除に関する説明を受けた。」と供述している上、当該同僚は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当するまでの期間、国民年金の被保険者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、申立人は、「E社では、昭和55年7月ごろから同年9月ごろまでの約2か月間勤務していた。」と主張しているところ、同社から提出された56年3月の賃金台帳において、氏名欄に申立人と同じ名字の記載があり、その給与欄には、「4,300円×14」との記載があることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社において、少なくとも14日間は勤務していたと推認できる。

しかしながら、前述の賃金台帳において、申立人の給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、E社の事務担当者は、「申立期間③を含む昭和54年から57年までの賃金台帳を調べたが、56年3月以外に申立人と思われる記載は無い。」と回答している上、同社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚13人のうち、供述の得られた9人は、いずれも申立人について記憶していないことから、申立人の勤務実態について供述を得ることができない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票において、E社が適用事業所に

該当した昭和43年11月1日から申立期間③後の59年1月10日までの期間の健康保険整理番号に欠番は無い上、同原票の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 3 月 18 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 62 年 5 月ごろから同年 8 月 1 日まで

A事業所には、昭和 30 年 3 月 18 日から勤務していたのに、厚生年金保険被保険者の資格取得日は、同年 10 月 1 日となっているので、申立期間①について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

申立期間②については、B社には、昭和 62 年 5 月ごろから勤めていたのに、同年 8 月 1 日が厚生年金保険被保険者の資格取得日となっている。

申立期間①及び②のいずれも、厚生年金保険の適用事業所であれば、入社時から厚生年金保険を適用するのが当然であるので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「昭和 30 年 3 月に中学を卒業し、間もなく、同級生 3 人と A 事業所で勤務するようになった。」と主張しているところ、同事業所の同僚は、「私と申立人を含む 3 人は、同年 3 月に同じ中学を卒業し、その数日後から同事業所で勤務していた。」と供述しており、申立人の入社経緯に関する主張と符合していることから、申立人が同年 3 月から同事業所において勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、前述の同期入社同僚二人の被保険者資格取得日は、いずれも申立人と同じ昭和 30 年 10 月 1 日となっていることが確認できる。

また、A 事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同事業所が法人登記を行っている昭和 36 年 7 月の登記簿で確認できる同事業所の事業主及び役員は、死亡又は連絡先が不明であることから、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立人は、「A 事業所で、厚生年金保険の保険料控除が始まったの

は、昭和 30 年 10 月からであり、健康保険証も同月以降に受け取った。」と主張しており、申立期間①に厚生年金保険料が控除されていなかったことを認識している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人から提出された B 社に係る昭和 62 年 6 月から同年 8 月までの期間の給与明細書から、申立人は、同年 5 月ごろから同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、前述の給与明細書において、厚生年金保険料が控除されているのは昭和 62 年 8 月分のみであり、同年 6 月分及び同年 7 月分については、同保険料が控除されていないことが確認できる。

また、B 社の元事業主は、「申立人の保険料控除について確認できる申立期間当時の資料は、何も残っていない。」と供述している。

さらに、申立人は、「退職する月になって初めて厚生年金保険を掛けてくれた。」と主張しており、申立期間②に厚生年金保険料が控除されていなかったことを認識している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月ごろから 60 年 12 月末まで

申立期間は、高校受験対策の企画販売会社であるA社（後に、B社）C営業所において、営業職として勤務し、外国への社員旅行にも参加したにもかかわらず、同社における厚生年金保険の被保険者記録が無い。

給与は歩合制であり、給与から何が控除されていたかは分からないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 57 年 1 月ごろから 60 年 12 月末までの期間、A社C営業所で歩合制の営業職として勤務し、外国への社員旅行にも参加した。」と主張しているところ、申立期間当時、同社C営業所長であったとする同僚は、「同社C営業所は 57 年 7 月に立ち上げた。そのころ、新聞に求人広告を出し、同年 11 月に申立人を採用した。」と供述していること、及び申立人から提出された申立期間当時の預金通帳及びパスポートの記載から、申立人は、少なくとも同年 11 月ごろから 60 年 10 月ごろまでの期間、同社で勤務していたことが認められる。

しかしながら、登記簿上、A社の取締役として氏名の確認できる同僚、前述の同社C営業所長であったとする同僚、昭和 55 年 11 月に同社D営業所長となったとする同僚、同社で営業職として勤務していたとする同僚及び同社で事務をしていたとする同僚は、いずれも、「同社においては、管理職と事務職は固定給であり、厚生年金保険に加入していた。しかし、営業職の者は業務契約社員で完全歩合制であったので、管理職になって固定給にならなければ、同保険に加入しない。」旨の供述をしている。

また、昭和 57 年 7 月 25 日付け、同年 8 月 15 日付け及び同年 10 月 3 日付けの地方新聞に掲載されたA社の求人欄を見ると、一般事務の求人については

「社会保険完備」の記載が確認できるが、事務職以外の求人には、社会保険完備の記載は無く、完全歩合制であることを示す「フルコミ(フルコミッション)」と記載されていることが確認できる。

さらに、A社C営業所が開設されたとみられる昭和57年当時に、前述の同社C営業所長であったとする同僚及び同社D営業所長であったとする同僚は、いずれも厚生年金保険の被保険者記録は無く、54年に営業職として入社したとする同僚も入社時からの同保険の被保険者記録は無いことが確認でき、このうちの二人は、同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの間、国民年金の被保険者であることが確認できる上、事務職であったとする同僚は、入社したとする時期から厚生年金保険の被保険者記録が確認できるなど、前述の同社における厚生年金保険の取扱いに係る供述及び新聞の求人広告の内容を裏付ける記録となっている。

加えて、オンライン記録により、申立人は、申立期間を含む昭和52年10月18日から平成21年5月27日までの期間、国民年金の被保険者であり、55年4月から60年3月までの期間に係る国民年金保険料の納付については、申請免除となっていることが確認できる上、52年10月18日から現在まで、C市において、国民健康保険の被保険者であることが確認できる。

また、申立期間当時、適用事業所に該当していたE県D市内及びF県G市内のA社は、いずれも、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、法人登記簿においても既に解散していることが確認でき、前述の同社C営業所長であったとする同僚及び同社D営業所長であったとする同僚は、いずれも「申立期間当時の関連資料は無い。」と供述していることから、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料を得ることができない。

さらに、オンライン記録により、A社C営業所は、厚生年金保険の適用事業所に該当していたことが確認できないところ、前述の同僚の供述及び当該同僚の厚生年金保険の被保険者記録から判断すると、同社C営業所において、営業職の者が管理職となり、厚生年金保険の被保険者資格を取得する場合は、F県G市内の同社本社で被保険者資格を取得していたものと推認できるが、同社本社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間を含む昭和55年7月1日から61年7月1日までの期間に、健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から30年7月1日まで

私は高等学校に在学中、同校の就職斡旋^{あつせん}により昭和28年4月1日から当時、A県B市（現在は、同県C市D区）にあったE事業所で勤務することとなった。

申立期間において保険料控除が分かる資料等は持っていないが、E事業所で勤務していたことが分かる写真を提出するので、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された写真及び同僚の供述から、申立人が申立期間ころ、E事業所で勤務していたことが認められる。

しかしながら、E事業所は厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認できない上、同事業所の法人登記も確認できない。

また、申立期間において申立人が記憶している3人の同僚の厚生年金保険加入記録も確認できない。

さらに、申立人が記憶している3人の同僚のうち2人はいずれも「E事業所は法人ではなく個人事業所であったので社会保険には加入していなかった。」旨供述しており、このうち1人は「給料から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している。

加えて、E事業所の当時の事業主の連絡先も不明であることから、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いに関する供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月から 45 年 9 月まで

私は、申立期間当時、A事業所に勤務していたが、給与明細書による給与額は、昭和 44 年 5 月及び同年 6 月は 2 万 2,000 円、同年 7 月は 2 万 1,000 円となっているにもかかわらず、同年 10 月の定時決定で標準報酬月額が 1 万 8,000 円とされているのはおかしいと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所に係る申立期間の標準報酬月額は、オンライン記録から 1 万 8,000 円であることが確認できるが、申立人は、自身が所持している昭和 44 年 5 月から同年 7 月までの給与明細書に記載された報酬月額から、定時決定により、申立期間である同年 10 月からの標準報酬月額は 2 万 2,000 円となるべきであると標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、昭和 44 年 10 月の厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額についてみると、A事業所における厚生年金保険料の控除方法についての確認は取れないところ、原則的な翌月控除であったとすると、申立人から提出された、同年 11 月の給与明細書に記載された同保険料控除額に基づく同報酬月額は 1 万 8,000 円であることが認められ、同報酬月額はオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和 44 年 11 月から 45 年 9 月までの期間については、A事業所において厚生年金保険の被保険者資格を有する者のうち、入社時

期は異なるが、申立人と同様に事務職であった年齢がほぼ同じ者の標準報酬月額を見ても、申立人の同報酬月額の適否を判断することはできない上、申立人は、44年12月以降の同事業所における給与明細書又は源泉徴収票を所持していないことから、実際の報酬月額や厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

さらに、A事業所は、既に適用事業所に該当しておらず、申立期間当時の事業主も所在不明であることから、申立期間における申立人の報酬月額や厚生年金保険料控除額が確認できる賃金台帳等の関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事業は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。